

四條畷市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8（2026）年 3月



も く じ

第1章	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	本市における行動計画策定等の経緯	1
3	対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	2
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3	新型インフルエンザ等対策の留意事項	9
4	対策推進のための役割分担	13
5	新型インフルエンザ等の対策項目	18
第3章	各発生段階における対策	19
1	実施体制	19
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	24
3	まん延防止	29
4	ワクチン	34
5	保健	41
6	物資	45
7	市民生活及び地域経済の安定の確保	49
	用語解説	55

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型ウイルスの出現により、おおよそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、新型コロナウイルスのように既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により、ほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されている。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び事業者等の責務と新型インフルエンザ等の発生時における措置並びにまん延防止と重点措置及び、新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 本市における行動計画策定等の経緯

本市では、市民の健康への被害及び社会経済活動への影響を最小限に留めるため、国・大阪府（以下「府」という。）の対策と協力・連携を図り、本市の対策が最大限の効果を上げるよう、平成24年3月に四條畷市新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

その後、特措法や平成25年6月に国において策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び同年9月に府において策定された大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）における考え方や基

準を踏まえ、改めて状況の変化に適切に対応できるよう多様な選択肢を示すため、特措法第8条に基づき、平成26年3月に「四條畷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）を改定した。

さらに、令和元年11月に中華人民共和国で確認された新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行を踏まえ、今後、新たなウイルスが発生した場合の円滑な対応に資するため、これまでに各部局で実施した感染対策や支援事業を記載し、令和4年7月に本行動計画を改定した。

令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて政府行動計画が抜本的改定、また、これを受けて、令和7年3月、府行動計画も改定された。今般の政府及び府行動計画の改定は、新型コロナウイルス感染症対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、過去の新型インフルエンザ等感染症以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざすものである。新たな政府行動計画では、対応を3期（準備期、初動期および対応期）に分け、特に準備期の取組みを充実させるとともに、対策項目が拡充され、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬等の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化された。さらに、実効性を確保するためのフォローアップや定期的な改定、及び、多様な主体の参画による実践的な訓練の実施等が定められている。

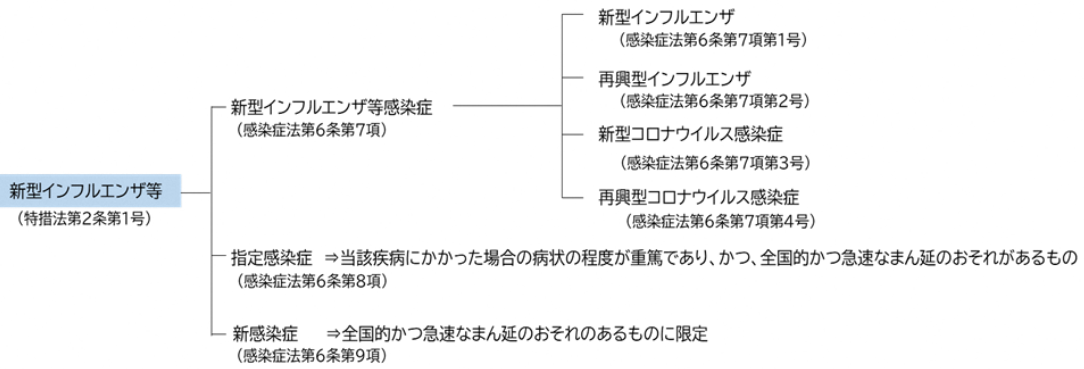
3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急激にまん延し、かつ、病状の程度が重篤になるおそれがあり、また、国民生活及び、国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

本行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）（以下「指定感染症」という。）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）（以下「新感染症」という。）

図表1 新型インフルエンザ等



※出典：大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられず、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康や市民生活及び社会経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

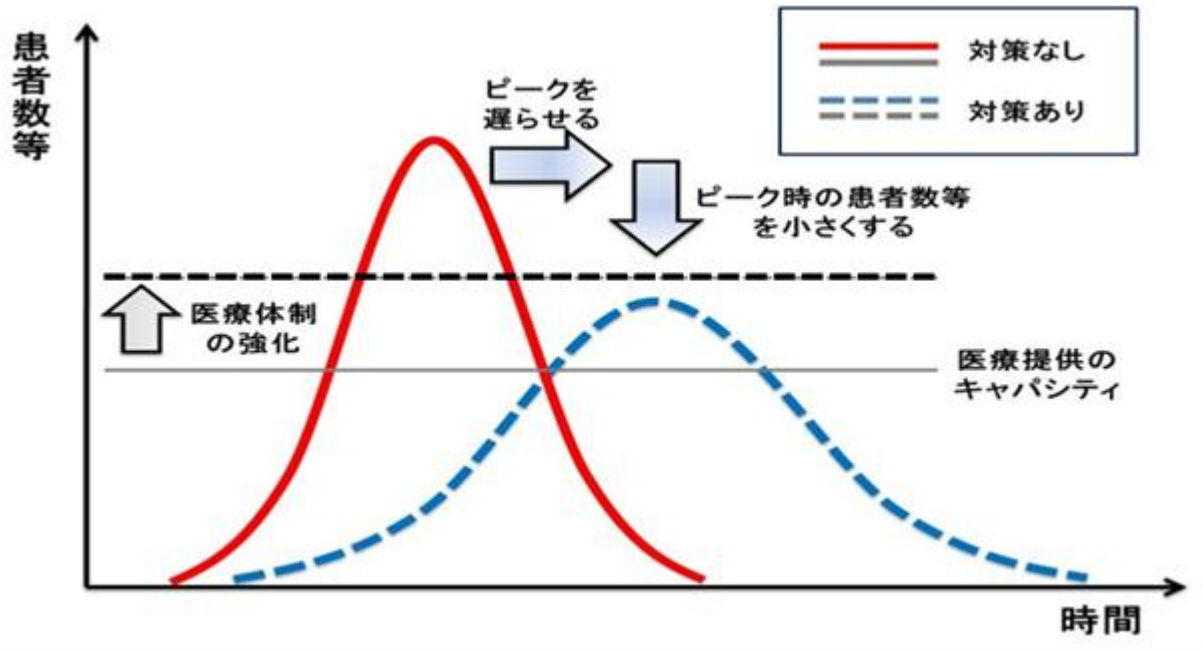
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑える

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ・市内の個人、家庭、学校園、地域、事業所等それぞれのレベルでの感染対策等の徹底により、欠勤者の数を減らすよう努める。
- ・新型インフルエンザ等への対応に係る事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図表2 対策の効果 概念図



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザ等感染症によるパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画及びそれを受けた府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

本行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、図表3のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影

響等を総合的に勘案し、本行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外のまん延防止対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外のまん延防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表3 時期に応じた戦略（対応期は、基本的対処方針等国の方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	<p>新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を不断に行う。</p> <p>（対策の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外・国内における感染症発生・流行状況についての情報収集 ○地域における医療提供体制や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況等についての府や保健所との情報交換 ○市民等への速やかなワクチン接種体制構築に向けた検討 ○市、事業者による業務継続計画等の策定、見直しの推進 ○DX の推進や人材育成 ○実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善 ○新型インフルエンザ等のパンデミックに備えた感染症対策物資の備蓄・更新 ○上記を踏まえた、四條畷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）による、本行動計画の見直し、改定 等
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<p>直ちに初動対応の体制に切り替える。</p> <p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。</p> <p>（対策の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○四條畷市感染症対策委員会による市対策本部立上げの検討 ○保健所・医師会等と連携した感染症発生状況の早期情報収集 ○市民・事業所等への感染対策実施の呼びかけの強化

対 応 期	府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<p>感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</p> <p>なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p> <p>(対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府や保健所との連携のうえで、「相談センター」等、帰国者や濃厚接触者等、感染の可能性を疑った場合の相談・受診先の周知 ○病原性に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等
	府内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>国、府や保健所、本市、事業者等が相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、国及び府や保健所と協議し、本市の実情等に応じて、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p> <p>(対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自宅療養者や濃厚接触者など、感染リスクのある者の外出自粛要請やそれに伴う生活支援等 ○病原性に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等 ○BCPの発動による、事業の継続や社会経済活動の維持 ○重症化や死亡リスクに対応した、市民へのワクチン接種体制の速

	やかな構築
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

3 新型インフルエンザ等対策の留意事項

国、府、保健所、本市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下のアからオまでの取組みにより、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制の確立を可能にするとともに、情報収集・共有の基盤となる DX の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が本市やその近辺で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、国内外で初発の感染事例が探知された後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組み

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、医療提供体制、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について府や保健所との連携を進める。

オ DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、必要な情報連携等のシステム整備等を継続的に実施する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保するため、市民生活及び経済の安定を維持するための取組みが重要である。

このため、以下のアからオまでの取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価が考慮される。このため、切替えにともなう混乱が市民等

にできるだけ生じないように、府や保健所と連携し、科学的根拠を含め綿密な情報交換を行う。

イ 医療提供体制と市民生活及び経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、その時点で可能な最大限の医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、国や府が定める参考指標等の状況も踏まえて対策の切替えに対応する。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に依拠して、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて、国・府の方針を踏まえながら、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及し、子どもから高齢者まであらゆる年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供を行ってゆく。こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有及び双方向のリスクコミュニケーションにより、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられる場合には、人権に十分配慮し、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

本市は新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって市民等の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとなるよう配慮する。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等はこれらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも偏見・差別や誹謗中傷を許さない毅然とした姿勢を示す必要がある。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がない場合があり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、府対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

本市は、特に必要があると認めるときは、特措法第 36 条第 2 項により、府に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を行

うことができる。また、府は、同法第24条第4項により、国に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を要請することができる。このため、必要な場合に適切なタイミングで要請が行えるよう、府との連絡を密に行う。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

本市は、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において、感染症危機における感染拡大防止対策の支援等、必要となる支援について平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設での感染対策について検討を進めることや、府や保健所及び市において自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で自然災害により、本市に被害が発生した場合には、被害状況を適切に把握するとともに、国と府や保健所と連携しながら、必要に応じ、避難所における感染対策の強化や、自宅療養者への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

本市は、市対策本部の立上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る

国際協力の推進に努める。こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

- ・国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・国は、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 府の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等を総合的に推進する責務を有する。

- ・府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、府は平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築することや民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、保健所体制を整備すること、感染症に関する人材を育成することについて、計画的に準備を行う。これにより、

新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組みにおいては、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と協議を行う。

- ・府は、予防計画に基づく取組み状況を、毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。
- ・新型インフルエンザ等への対応では、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、地方公共団体間の広域的な連携についても積極的に取組み、準備を行うことが重要である。そのため、府は、複数の都道府県にわたり、新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合または関係する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進める。

(3) 地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

(4) 保健所の役割

保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。また、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組みを推進する。

(5) 本市の役割

- ・本市は、住民に最も身近な地方公共団体として、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や保健所、近隣の市町村、関係機関等と緊密な連携を図る。
- ・本市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、地域の実情に応じた行動計画やマニュアル等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。また、必要に応じ計画を見直し、策定や見直しにあたっては、府や保健所、有識者等からの意見も参考にする。
- ・本市は、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生した場合、政府対策本部の設置に係わらず、四條畷市感染症対策委員会を立ち上げ、情報収集並びに市対策本部設置の必要性について検討する。
- ・本市は、新型インフルエンザ等の発生後、政府対策本部が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発出した場合には、本行動計画に基づき市対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。必要に応じてBCPを発動する。

(6) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(7) 指定（地方）公共機関の役割

- ・指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ・指定（地方）公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の継続に備える。

（８）登録事業者の役割

- ・特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持するため、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（９）一般の事業者の役割

- ・事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
- ・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（10）市民の役割

- ・平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日ごろの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人込みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5 新型インフルエンザ等の対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策の大枠を、次の(1)～(7)の主要項目について発生段階ごとに示す。また、具体的な対策の詳細は、「新型インフルエンザ等政府行動計画ガイドライン(以下「ガイドライン」という)」に則り、「新型インフルエンザ等対策庁内実施体制及び連絡調整マニュアル(以下「マニュアル」という)」に示す。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組みを行うことが重要である。

第3章 各発生段階における対策

1 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民の社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、府や保健所、市町村、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等の関係機関が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、本市においては、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、国や府が実施するリスク評価を踏まえ、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。以下において、各部局が取るべき対応を記載しているが、新型インフルエンザ等発生時の対応は想定通りに進まないことも考えられるため、新たに発生した内容についてはその都度、関係部局内で調整を行うものとする。

(1) 準備期

ア 行動計画の作成や体制整備・強化

(ア) 本市は、必要に応じ、市対策本部において行動計画を変更する。変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

《健康福祉部》

(イ) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、四條畷市業務継続計画（BCP）を作成し、必要に応じて変更する。

《総合政策部・健康福祉部・関係部局》

(ウ) 本市は、研修等を通じた市職員等の新型インフルエンザ等対策についての知識向上策を検討する。

《総務部・健康福祉部・関係部局》

イ 実践的な訓練の実施

本市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

《総務部・都市整備部・健康福祉部》

ウ 国及び地方公共団体等の連携の強化

(ア) 本市は、国、府や保健所及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

《都市整備部・健康福祉部・関係部局》

(イ) 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《都市整備部・健康福祉部・関係部局》

(2) 初動期

ア 体制整備・強化に向けた検討

(ア) 新型インフルエンザ等の発生が確認され、国及び府が政府対策本部及び府対策本部を設置した場合において、本市は、必要に応じて、感染症対策委員会を開催し市対策本部の設置を含めた、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《都市整備部・健康福祉部》

(イ) 本市は、必要に応じて、(1) 準備期アを踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《総合政策部・総務部・都市整備部・健康福祉部・関係部局》

イ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本市は、国からの財政支援を踏まえつつ、対策に要する経費について、地方債の発行を含め財源を検討し、所要の準備を行う。

《財務部・関係部局》

(3) 対応期

ア 基本となる実施体制の在り方

(ア) 体制整備・強化

- ・本市は初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《総合政策部・総務部・都市整備部・健康福祉部・関係部局》

- ・本市は新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

《総務部・健康福祉部》

(イ) 職員の派遣・応援への対応

- ・本市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

《総合政策部・総務部・都市整備部・健康福祉部》

- ・本市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

《総合政策部・総務部・都市整備部・健康福祉部》

(ウ) 必要な財政上の措置

本市は、国からの財政支援を踏まえつつ、対策に要する経費について、地方債の発行を含めた、対策に必要な財源の確保に努める。

《財務部・関係部局》

イ 緊急事態措置の検討等について

緊急事態宣言の手続

- ・本市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
- ・本市は、当該の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。また、特に必要があると認めるときは、府に対し、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

《総合政策部・都市整備部・健康福祉部》

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市対策本部の廃止

- ・本市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

《健康福祉部》

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染予防と感染拡大防止の観点から発生前の事前準備と発生段階に対応した適切な情報提供を行う必要がある。感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、府及び保健所や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、本市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進める。

(1) 準備期

ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(ア) 本市における情報提供・共有について

本市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、継続的かつ適時に、やさしい日本語または可能な限り多言語で、情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、府や保健所と互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

《地域協働部・こども未来部・健康福祉部・学校教育部・関係部局》

(イ) 府や保健所と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

本市は、平時から、感染状況等について、府や保健所との情報提供・共有体制の構築に努める。

《健康福祉部》

(ウ) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進

本市は、市民等への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした、市民等との双方向のコミュニケーション体制の整備に向けて検討する。

《総合政策部・健康福祉部》

(エ) 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、また偽・誤情報による不安と恐怖により社会の問題が生じ、感染対策の妨げになること等の啓発を国や府と連携して行う。

《市民生活部・健康福祉部・学校教育部》

(2) 初動期

ア 情報提供・共有について

(ア) 本市における情報提供・共有について

- ・本市は、国や府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

《健康福祉部》

- ・本市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて 専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人や外国にルーツがある人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《地域協働部・健康福祉部・関係部局》

(イ) 府や保健所と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

本市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する府の情報公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、府の求めに対し必要な情報を提供する。また、本市は、当該協力が必要であると認めるときは、府や保健所に対し個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を求める。

《健康福祉部》

(ウ) 双方向のコミュニケーションの実施

本市は、国・府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、国民・府民向けのコールセンター等の周知等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

《総合政策部・健康福祉部》

(エ) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

国や府と連携して偏見・差別等や偽・誤情報への対応に努める。

《市民生活部・地域協働部・健康福祉部・学校教育部》

(3) 対応期

ア 情報提供・共有について

(ア) 本市における情報提供・共有について

感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等対策について、市民の理解を深めるため、分かりやすく情報提供を行う。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人や外国にルーツがある人、視覚や聴覚等が不自由な人等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《地域協働部・こども未来部・健康福祉部・学校教育部・関係部局》

(イ) 府や保健所と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続き、本市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する府の情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、府の求めに対し必要な情報を提供する。また、本市は、当該協力に必要があると認めるときは、府や保健所に対し個人情報保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を求める。

《健康福祉部》

(ウ) 双方向のコミュニケーションの実施

本市は、ホームページや広報等の媒体において、必要に応じて最新の情報に更新し、市民等への正確な情報の提供に努めるとともに、初動期に引き続き、国・府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、国民・府民向けのコールセンター等の周知等を通じて、市民等に対する情報提供・共有体制を継続する。

《総合政策部・健康福祉部》

(エ) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

国や府と連携して偏見・差別等や偽・誤情報への対応に努める。

《市民生活部・地域協働部・健康福祉部》

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および市民の社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることにより、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数や入院患者数を、医療提供体制が対応可能な範囲に収めることが重要である。これにより、医療提供体制のひっ迫を回避し、整備を行うための時間を確保するとともに、市民の生命と健康の保護につなげる。

このため、本市は、国や府が実施する病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえた対策を講じるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。また、平時より、市内での感染拡大防止や感染拡大時の迅速な対応が可能となるよう、体制整備や対応準備を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされている。また、まん延防止対策は市民生活や地域経済に大きな影響を与える面があることから、対策の効果と影響を総合的に勘案し、病原性や感染状況、ワクチン・治療薬の開発・普及の進展等を踏まえ、実施中のまん延防止対策の縮小や中止を機動的に判断・見直すことが重要である。

(1) 準備期

ア 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

本市は、新型インフルエンザ等の発生時における基本的な感染対策や発生期におけるまん延防止対策について知識の普及、理解の促進を図る。

本市、その他施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

本市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

《総合政策部・地域協働部・こども未来部・健康福祉部・学校教育部・関係部局》

(2) 初動期

ア 市内でのまん延防止対策の準備

本市は、国または府からの要請を受けて、四條畷市業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

本市は、職員の健康管理、感染対策の実施、職員感染時の対応策の方針を決めておく。

《総合政策部・総務部・地域協働部・こども未来部・健康福祉部・学校教育部・関係部局》

(3) 対応期

ア 患者や濃厚接触者への対応

本市は、まん延防止のため、自宅療養者や濃厚接触者に対する外出自粛要請等の措置が取られた場合には、自宅療養者や濃厚接触者が適切な療養・健康観察が実施できるよう、府や保健所と密に情報交換や連携を行いながら、生活支援等の必要な対策を検討する。

《市民生活部・健康福祉部》

イ 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する要請等

(ア) まん延防止のため、府から発出された外出自粛要請や都道府県間の移動自粛要請等について、市民に向けて理解・協力を呼び掛ける。

《都市整備部・健康福祉部》

(イ) 本市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨し、必要に応じ、その徹底に協力を求める。

《市民生活部・都市整備部・健康福祉部・関係部局》

ウ 時期に応じたまん延防止対策の実施

対応期には、新型インフルエンザ等発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期から、高齢者あるいは子どもが重症化しやすいタイプなど病原体の性状に応じて対応が変化する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期と、時期に応じたあらゆるまん延防止対策が実施される。市民の感染状況や医療資源の逼迫状況により、国によりまん延防止重点措置や緊急事態措置が宣言される、または同措置が府から国に要請される等、強度の高いまん延防止対策が実施される場合があり得る一方、特措法に寄らない基本的な感染症対策の徹底が推奨される場合や、病原体の変異等により対策が長期化する場合など、様々なケースが起り得る。

本市は、市民生活や地域経済の影響を見極めながら、国及び府と連携を取り、時期と対象者に応じたまん延防止対策を実施する。

《総合政策部・市民生活部・こども未来部・都市整備部・健康福祉部・学校教育部・関

エ まん延防止重点措置又は緊急事態措置の実施

(ア) 本市は、緊急事態宣言がなされた場合は、本行動計画に基づき、直ちに市対策本部を設置する。本市は市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、本市に係る緊急事態措置に係る総合調整を行う、もしくは府に対し、府及び地方公共機関に係る総合調整を要請する。

《総合政策部・総務部・都市整備部・健康福祉部》

(イ) 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた時は、遅滞なく市対策本部を廃止する。

《健康福祉部》

4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、本市は国や府の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を関係機関等と連携して行う。

(1) 準備期

ア ワクチン接種体制の検討、準備の実施

本市は、国によるワクチン接種の実施についての決定がなされた場合に、速やかに対象者へのワクチン接種が実施できるよう、平時からワクチン接種体制についての検討・整備を行う。

検討・整備にあたっては、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種）」に沿って、下記の事項等について検討し、準備を行う。

- ・ワクチン接種に必要な資材（資材の内容、必要量、購入先など）
- ・ワクチン供給体制（ワクチン配送事業者の動向、医療機関への分配等）
- ・重症化や死亡リスクに応じた接種の優先順位に基づく対象者等の検討
- ・速やかで確実な対象者への通知方法や予約体制の検討

《健康福祉部》

イ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

本市は新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、府や医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の検討を進める。

《健康福祉部》

(イ) 特定接種

本市は、府と連携して、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方公共団体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、本市は、府と連携して接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

《総務部・健康福祉部》

(ウ) 住民接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下Aからcまでのとおり迅速な予防接種等を実現す

るための準備を行う。

- A 本市は、国又は府の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

《健康福祉部》

- b 本市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種が可能となるよう取り組みを進める。

《総務部・健康福祉部》

- c 本市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康福祉部》

ウ 情報提供・共有

本市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。

《総合政策部・健康福祉部》

(2) 初動期

ア 接種体制

(ア) 接種体制の構築

本市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《健康福祉部》

(3) 対応期

ア 接種体制

- ・本市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行う。

《健康福祉部》

- ・新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、本市は、国や府、医師会等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《健康福祉部》

(ア) 特定接種

A 地方公務員に対する特定接種の実施

本市は、国及び府等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定したものに対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《総務部・健康福祉部》

(イ) 住民接種

A 予防接種の準備

本市は、国及び府等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行う。

《健康福祉部》

b 予防接種体制の構築

本市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《健康福祉部》

c 接種に関する国及び府との情報提供・共有

本市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国及び府から要請があれば、国及び府に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

《総務部・健康福祉部》

d 接種体制の拡充

本市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以

外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《健康福祉部・関係部局》

e 接種記録の管理

本市は、接種を受けようとする者の接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《総務部・健康福祉部》

イ ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

本市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、市民への適切な情報提供・共有を行う。

本市は、国及び府において、副反応に関する専門相談窓口が設置された場合や副反応等を疑う症状に対する専門医療機関等が整備された場合について、市民への適切な周知に努める。

《健康福祉部》

ウ 情報提供・共有

(ア) 本市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について、医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について国及び府等と連携し、適切に情報提供する。

くわえて、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ

方がなされ得る情報への対応を行う。

《総合政策部・健康福祉部》

(イ) 本市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

《健康福祉部》

5 保健

本市は、府や保健所等の地域の関係機関と連携し、感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

そのため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(1) 準備期

ア 人材の育成・確保

平時から府や保健所との連携に取り組み、感染症発生時に備えた研修や訓練を実施し、感染症に対する迅速な危機管理を行うことができる人材の育成と確保に努める。また、統括保健師の配置を検討するなど、健康危機管理を含めた地域保健施策の総合的な体制整備に取り組む。

《都市整備部・健康福祉部》

(2) 初動期

ア 有事体制への移行準備

四條畷市業務継続計画（BCP）に基づき、想定される業務量とそれに基づく人員確保に向けた準備を進めるとともに、感染拡大時における業務の効率化について検討する。

また、感染症の特徴や性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行準備を進める。

《健康福祉部》

(3) 対応期

ア 有事体制への移行

新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を府や保健所と共有する。

《健康福祉部》

業務継続計画に基づき、感染症有事体制を確立するとともに、保健所からの応援要請に応じて、職員を派遣できるよう人員体制を整備する。

《健康福祉部》

府や保健所と連携して、感染経路や濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動への支援等を行う。

《健康福祉部》

イ 健康観察及び生活支援

府や保健所と連携し、自宅療養者や濃厚接触者に関する情報等の共有を図るとともに、保健所が実施する健康観察等の応援派遣要請に応じて人員派遣を行う。

また、自宅療養や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供または食事や衛生用品等の物品の支給に協力する。

《市民生活部・健康福祉部》

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。本市は、平時から国の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

(1) 準備期

ア 感染症対策物資等の備蓄等

本市は、本行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《施設創生部・都市整備部・健康福祉部》

イ 市民等への個人防護具等の備蓄の啓発

本市は、平時からの感染症対策の啓発とあわせて、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

《都市整備部・健康福祉部》

ウ 消防機関との連携

本市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に適宜要請する。

《都市整備部・健康福祉部》

(2) 初動期

ア 備蓄している感染症対策物資等の確認

新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、市が保有する新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認するとともに、今後の対策の実施にあたっての使用量等の見込みを検討する。

《施設創生部・都市整備部・健康福祉部》

イ 市民等への過度な買い占め等に対する啓発

新型インフルエンザ等の発生の初期から感染拡大期には、急激な感染者数の増加や未知の病原体に対する不安から、マスクや消毒薬等の衛生用品等が品薄となる可能性が考えられる。適切な感染対策の実施とあわせ、過度な買い占め等を控える等、市民等に対して冷静な対応を呼びかける。

《総合政策部・市民生活部・健康福祉部》

ウ 不足する物資の円滑な供給に向けた要請の検討

備蓄している感染症対策物資を使用してもなお、今後の対策の実施に不足が生じ、または円滑な購入が滞ることが想定される場合には、国や府に対して物資の円滑な供給に向けた支援等の要請を検討する。

《総合政策部・都市整備部・健康福祉部》

(3) 対応期

ア 感染症対策物資等の備蓄

本市は、初動期に引き続き、適切な感染対策の実施のために必要となる感染症対策物資等の確保と供給に努める。

《施設創生部・都市整備部・健康福祉部・関係部局》

イ 不足物資の供給等

本市は、市内医療機関の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関や消防機関等に対し、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行う。また、必要な物資及び資材が不足するときは、国や府に必要な対応を要請する。

《都市整備部・健康福祉部》

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを推奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、本市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、事業継続や感染防止に努める。

(1) 準備期

ア 情報共有体制の整備

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《総合政策部・都市整備部・健康福祉部・関係部局》

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《総合政策部・総務部・地域協働部・関係部局》

ウ 物資及び資材の備蓄

- ・本市は、本行動計画に基づき、6（1）ア（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《施設創生部・都市整備部・健康福祉部》

- ・本市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

《都市整備部・健康福祉部》

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

本市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府や保健所と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

《市民生活部・健康福祉部》

(2) 初動期

ア 情報共有体制の強化

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、平時に構築した、関係機関や内部部局間での連携のための情報共有体制を強化し、速やかな情報共有を実施する。

《総合政策部・都市整備部・健康福祉部・関係部局》

イ 事業継続に向けた準備等

本市は、国や府から事業者等に対し、従業員等の健康観察や有症状者への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用や時差出勤の推進等、感染拡大防止に必要な対策等の準備が要請された場合には、行政サービスの遂行のために、庁内で積極的にそれらの対策を検討するとともに、市民や事業者等にも可能な限り協力を呼び掛ける。

《総務部・市民生活部・健康福祉部・関係部局》

ウ 備蓄する物資及び資材の活用に向けた準備

- ・本市は、本行動計画に基づき、6（1）ア（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等について、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっての使用量や今後の必要量を検討する。

《健康福祉部》

- ・本市は、事業者や市民等に対し、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等について、備蓄の推奨とあわせ、過度な買い占め等は控えるよう啓発する。

《総合政策部・市民生活部・健康福祉部》

エ 遺体の火葬・安置

本市は、一部事務組合と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《市民生活部》

(3) 対応期

ア 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(ア) 心身への影響に関する施策

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

《市民生活部・こども未来部・健康福祉部・学校教育部》

(イ) 生活支援を要する者への支援

本市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《市民生活部・健康福祉部》

(ウ) 教育及び学びの継続に関する支援

本市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。

《学校教育部》

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・本市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

《市民生活部》

- ・本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《市民生活部》

- ・本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるお

それがあるときは、適切な措置を講ずる。

《総合政策部・市民生活部》

- ・本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《総合政策部・市民生活部》

(オ) 埋葬・火葬の特例等

本市及び一部事務組合は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ・本市及び一部事務組合は、可能な限り火葬炉を稼働させる。

《市民生活部》

- ・本市及び一部事務組合は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《市民生活部》

イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(ア) 事業者に対する支援

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《総合政策部・財務部・市民生活部》

(イ) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、本行動計画に基づき、

水を安定的かつ適切に供給するため大阪広域水道企業団に必要な措置を講ずるよう要請する。また、一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための必要な措置を講ずる。

《都市整備部・市民生活部》

ウ その他の支援

(ア) 雇用の影響に関する支援

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、国及び府と連携し、必要な支援を行う。

《市民生活部》

(イ) 本市は、本項の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び地域経済へのその他の影響に対し、国及び府と協力して、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討にあたっては、生活基盤が弱い人等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《総合政策部・財務部・市民生活部・健康福祉部》

(ウ) 速やかな支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、準備期から整備してきた DX を活用し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、速やかな実施につなげる。一方で、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《総合政策部・総務部・関係部局》

● ア 行

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

● カ 行

○ 患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者及び無症状病原体保有者を含む）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

○ 患者等

患者及び感染した恐れのある者

○ 感染性

学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、府行動計画では、わかりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いられるとされている。

なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。

○ 感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

○ 感染症対策物資

マスク、手袋、ガウン等の個人防護具に加え、石けん、手指消毒用アルコール液、環境消毒用の消毒薬等から、消毒作業を実施するためのバケツや消毒シート、廃棄するためのごみ袋、対面での飛沫感染を防ぐためのパーティション等、感染拡大を防ぐために使用される様々な物資を総称している。

○ 緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある事態が発生したと政府が認めた時に、同項の規定に基づき、当該自体が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき機関、区域及びその内容を公示すること。

○ 緊急事態措置

特措法第2条第4項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）を要請することや学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○ 行動計画

特措法に基づき、政府、都道府県または市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。

※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。

府が策定するものについては「府行動計画」とする。

本市が策定するものについては、「本行動計画」とする（市町村が策定するもの全般は「市町村行動計画」と表記）。

○ コールセンター

新型インフルエンザ等対策に係る様々なことがらについて、電話等により広く市民等からの相談等に応じる各種問い合わせ窓口のこと。

○ 国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

○ 個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

● サ 行

○ サーベイランス

新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組み。

○ 自宅療養者等

自宅療養者、宿泊療養者または高齢者施設等もしくは障がい者施設等での療養者。

※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、保護施設（生活保護法に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設）をさす。

※障がい者施設等は、障がい者支援施設、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、共同生活援助をさす。

○ 指定行政機関

国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。

○ 指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。

○ 市民等

市に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村住民等

※市に居住する住民のみをさす場合は、「市民」とする。

○ 重点区域

特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

○ 住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

府行動計画・本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

○ 新型コロナウイルス、新型コロナウイルス感染症

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。COVID-19）であるもの。また、このウイルスに感染することにより発症する感染症。

○ 新型コロナウイルス感染症等

感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。

○ 新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局部的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○ 生活関連物資等

食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。

○ 積極的疫学調査

感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

○ 相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある人からの相談に応じるための電話窓口。

○ 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

● タ 行

○ 対策本部

主には特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。

※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は「政府対策本部」とする。

府が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。

市が、特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなされた時に設置する、あるいは、市が総合的な対策を講ずる必要から特措法に基づかず要綱に基づいて設置する本部は、「市対策本部」とする。

○ 地方公共団体

都道府県及び市町村（保健所設置市を含む）。

○ 特措法

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。

○ 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○ 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

特定接種の対象となり得る者は、

①医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 である。

● ナ 行

○ 偽・誤情報

いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。

○ 濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

● ハ 行

○ 病原性

学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、府行動計画では、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いるとしている。

なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。

○ 府等

府及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）
（保健所及び地方衛生研究所を含む。）

○ フレイル

身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

○ 平時

患者発生後の対応時以外の状態（準備期）

○ 保健所設置市

地域保健法第 5 条第 1 項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。府内では、大阪市・堺市・豊中市・高槻市・東大阪市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市がこれに

該当する。

● マ 行

○ まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。
第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

● ラ 行

○ リスクコミュニケーション

関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。

○ リスク評価

情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。

感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。

○ 臨床像

潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称

○ 流行状況が収束する

患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。